様式第7号（第8条関係）

指定取消書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　号年　月　日　　　　　　　　　　様丸亀市長　　　　　　　　　　　　丸亀市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第8条の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定取消年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 指定取消しの理由 |  |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。 この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告（代表者 丸亀市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |